

メロンこども園 重要事項説明書

施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 歩みの会
事業者の所在地	宮城県石巻市鹿又学校前 124 番地
事業者の連絡先	Tel 0225-75-2590
代表者氏名	理事長 内海 三郎

(2) 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園							
名 称	メロンこども園							
所 在 地	宮城県石巻市鹿又学校前 124 番地							
連 絡 先	(施設の電話番号) 0225-75-2590 (施設のメールアドレス meron@aroma.ocn.ne.jp)							
園 長 氏 名	内海 朝子							
開 設 年 月 日	(令和 7 年 4 月 1 日)							
	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	—	—	—	4 人	4 人	4 人	12 人
	2 号・3 号	9 人	28 人	28 人	29 人	29 人	29 人	152 人
	合計	9 人	28 人	28 人	33 人	33 人	33 人	164 人
当園の基本理念・方針		【理念】 自然の中で伸び伸びと、笑い声が響き、笑顔があふれるこども園						
		【運営方針】 幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児教育・保育を一体的に提供していく。						

	【基本目標】 1 より良い環境の中で、生命の保持・情緒の安定を図る 2 基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う 3 人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協調の態度を養い、道徳性を培う 4 生命・自然・社会の事象などへの興味や関心をもち、それらに対する豊かな心情、思考力を培う 5 豊かな言語力や感性を育み、創造性を培う 【具体目標】 ① 豊かに表現する子ども ・ 明るい笑顔の子ども ・ 感謝の気持ちや思いを態度や言葉で表す子ども ・ 感動したことを伝え合う子ども ② 思いやりのある子ども ・ 素直な子ども ・ 誰とでも仲良く遊ぶ子ども ・ 友達の気持ちに気付き、理解する子ども ・ 小さい生き物や草花を大切にする子ども ③ たくましい子ども ・ 自分で考え、適切に判断する子ども ・ 元気に遊ぶ子ども ・ 困難を乗り越えようとする子ども ・ 自分のことは自分でやろうとする子ども
--	---

(3) 施設の概要

敷地全体	7,294.49 m ²
園庭	2,024.78 m ²
構造	木造平屋建て 延 1,253.25 m ²

(4) 主な設備の概要

設 備	部 屋 数	備 考
乳児室・ほふく室	1 室	さくらんぼ組
保 育 室	7 室	いちご・みかん・もも・れもん・ばなな・りんご・めろん組
給 食 室	1 室	
職 員 室	2 室	
事務室：法人本部	1 室	

(5) 職員体制（令和 7 年 4 月 1 日 予定）

職 種	職員数	常 勤	非常勤	備 考
理事長	1 人	1 人	0 人	
園 長	1 人	1 人	0 人	
主幹保育教諭	1 人	1 人	0 人	
副主幹保育教諭	2 人	2 人	0 人	
保育教諭	23 人	20 人	3 人	保育士資格のみ 1 名
事 務 職 員	2 人	2 人	0 人	
栄 養 士	1 人	1 人	0 人	
調 理 員・保育補助	6 人	0 人	6 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 9 時 00 分～午後 1 時 00 分（4 時間）
預かり保育	保育時間	朝 : 午前 7 時 00 分～午前 9 時 00 分 夕 : 午後 1 時 00 分～午後 7 時 00 分 土曜：午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
休業日	・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ・学年始休業（4 月 1 日～入園式の前日） ・学年末休業（修了式の翌日～3 月 31 日） ・夏季休業（7 月 21 日～8 月 24 日） ・冬季休業（12 月 23 日～1 月 9 日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分（11 時間）
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（8 時間）
延 長 保 育	保育標準時間	夕：午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分
	保育短時間	朝：午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分 夕：午後 4 時 30 分～午後 7 時 00 分
開 所 時 間	月曜日から 金曜日まで	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
	土 曜 日	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
休 業 日	・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

（7）利用料等

※施設維持費 1 世帯あたり月額 350 円 年額 4,200 円の負担有

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実 費 徴 収	行事に係る費用	随 時	実費を徴収
	損害保険料の保護者負担分	年 額	230 円
	卒園アルバム代（年長児）	4 月・5 月	1,500 円
		6 月～3 月	1,135 円
そ の 他	教材費	随 時	実費を徴収
	【1号認定】 子どもの預かり保育に係る費用 ○預かり保育料：30 分 150 円	○教育標準時間 9:00～13:00（4 時間） 9 時 00 分前の登園、13 時 00 分後の降園につきましては、預かり保育となり 30 分毎に 150 円の追加料金が発生します。	
	【新2号認定】 子どもの預かり保育に係る費用 ○預かり保育料：1 日 450 円	○9 時 00 分前の登園、13 時 30 分後の降園につきましては、預かり保育となり 1 日毎に 450 円の追加料金が発生します。	
	【2号・3号認定】 子どもの延長保育に係る費用 ○保育短時間の延長保育料 30 分 150 円 ○保育標準時間の延長保育料 30 分 150 円	○保育短時間 8:30～16:30（8 時間） 8 時 30 分前の登園、16 時 30 分後の降園につきましては、延長保育となり 30 分毎に 150 円の追加料金が発生します。 ○保育標準時間 7:00～18:00（11 時間） 18 時 00 分～19 時 00 分まで、延長保育になります。延長保育料として 30 分毎に 150 円の追加料金が発生します。	

(8) 支払方法

- 1号認定：給食費、施設維持費は口座振替とします。預かり保育料並びに教材費等の利用料は現金徴収とします。
- 2号認定：給食費、施設維持費は口座振替とします。延長保育料並びに教材費等の利用料は現金徴収とします。
- 3号認定：保育料（※1）、施設維持費は口座振替とします。延長保育料並びに教材費等の利用料は現金徴収とします。

（※1：利用こどもが居住する市町村が定める利用者負担分）

※ 振替期日は当月 26 日とします。但し、当日が土曜日又は日曜日若しくは祝日の場合はその後日とします。 【振替手数料は園負担といたします】

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、（幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園要領、保育所保育指針）に基づき、園児の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

[給食について]

(1) ねらい 手づくりで楽しい食事

(2) 給食の形態

乳児クラス（0 歳児～2 歳児）

- ・午前 9 時 30 分と午後 3 時におやつが出ます。
- ・お昼は完全給食になりますので、ご飯はいりません。

幼児クラス（3 歳児～5 歳児）

- ・午後 3 時におやつが出ます。（預かり保育の園児にも午後 3 時におやつが出ます）
- ・お昼は完全給食になりますので、ご飯はいりません。

(3) 食後には、歯みがき指導を行います。

(4) 献立表は、月末に翌月分をお渡しいたします。

(1 0) 年間行事予定 ※行事予定は変更になる場合があります

月	行 事 内 容
4 月	入園式・進級式・保育参観日・保護者会総会
5 月	子どもの日メロン集会・総合防災訓練(引き渡し訓練)・内科検診・歯科検診
6 月	運動会総練習・運動会
7 月	たなばたメロン集会・プール開き・夏まつり・花火教室
8 月	プール納めメロン集会
9 月	メロン集会・遠足 (4 、 5 歳児のみ)
1 0 月	内科検診・歯科検診
1 1 月	七五三メロン集会・生活発表会
1 2 月	クリスマスメロン集会
1 月	保育参観日・進級説明会
2 月	まめまきメロン集会・入園説明会・おわかれ会
3 月	ひなまつりメロン集会・卒園式・修了式

- 身体測定・お誕生会・避難訓練・造形美術教室・ボランティアの方による絵本の読み聞かせ (毎月実施)
- 防火指導、交通安全教室、防犯教室、防災教室
- 年長組サッカー教室 (年に 1 ～ 2 回)

(1 1) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【 1 号認定子ども】 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、園則第 6 条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。 (1) 申込みを受けた順序により決定する方法 (2) 抽選により決定する方法 (3) 本園の教育理念に基づき決定する方法 2 前項の選考方法、その他入園に必要な手続きは毎年度募集要項を定めて明示する。 【 2 号・ 3 号認定子ども】 石巻市が行う利用調整による。
利 用 決 定	・ 利用契約書の締結による
退 園 理 由	・ 1 号～ 3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

利用にあたっての
留意事項

[登園時間とお迎えについて]

- ・登園は午前 9 時までをお願いします。
- ・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は午前 9 時までに電話でご連絡ください。
- ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合や、お迎えが遅れ、延長保育を利用する場合には電話でご連絡ください。
- ・熱が 37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に 37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。
また、万が一お子さんがゲガをされた時に連絡がとれないと大変なことになりますので、必ず連絡が取れる状態にしておいてください。また、普段と連絡先が異なる場合にはお知らせください。
- ・いつもと違う方がお迎えに来る場合には、必ず事前にこども園にその旨をお伝えください。連絡がない場合には、お子さんをお渡しすることはできません。
- ・玄関は午前 9 時から午後 3 時の間は防犯上、施錠しておりますので、玄関前のインターフォンにて事務室にお声がけをお願いいたします。保護者用駐車場の門（2カ所）も上記の時間帯は閉めてありますが、施錠はしておりませんので、早い時間などにお迎えにいらっしゃる時には、開けて入ってきていただいて構いません。ただし、お帰りになる際には、閉めていただきますようお願いいたします。お手数をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。
- ・登降園時にはタブレットにカードをかざして、登降園時の時間を記録してください。※カードは各世帯一枚となります。操作は必ず大人の方が行ってください。
- ・毎朝 9 時までに「送って来た方」「降園予定時間」「お迎えに来る方」をアプリで入力してください。※きょうだいで在園している場合もそれぞれのお子さんでアプリの入力を行ってください。
- ・お迎えの方や時間に変更がある場合は、必ず、朝送って来た方が園に連絡してください。

利用にあたっての
留意事項

[保健・衛生について]

- ・朝に元気がなく顔色がさえない時や、普段と違う様子は、必ず職員にお伝えください。
- ・下記の感染症にかかっている場合は、回復するまで登園できません。
- ・登園の時期については、医師と相談し、許可を得てから『登園届』に保護者が記入して提出してください。

○出席停止となる感染症

麻しん・インフルエンザ・風しん・水痘（水ぼうそう）・
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・結核・アデノウィルス
（咽頭結膜炎）・流行性角膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌
新型コロナウイルス感染症

[与薬の取り扱いについて]

- ・薬は、原則としてお預かりすることはできませんが、やむを得ない場合に限り保護者の方々に代わって保育教諭が与薬いたします。慎重に対応していくために、次の事項について趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

◎ 持参する場合、「与薬依頼書」に記入してもらいます。

① 依頼書に必要事項をすべて記入し、薬と依頼書を一つにして袋などに入れて、職員に手渡しでお願いします。

② 薬の依頼書と一緒に「薬の説明書」も提出していただきます。

◎ 薬は必ず1回分だけ持たせてください。

※ 名前を記入（水薬は容器に、粉薬は袋に）し、ビニール袋などに入れて持たせてください。

◎ 病院で処方された薬に限ります。

※ 市販の薬は、園で飲ませることができませんのでご了承ください。

◎ 座薬・鎮痛剤(歯痛止め等)の使用は、園では行いません。

利用にあたっての 留意事項	[安全について] ・髪を結ぶゴムに大きな飾りが付いたり、固いものや角のある飾りが付いたりしているもの、又はヘアークピンなどは転んだ時やぶつかった時にケガにつながる危険があるため登園時には、付けてこないようお願いいたします。 ・園で使用する防寒着や服は危険防止のため、フード付きのものはご遠慮ください。 ・パンやお菓子など食べながらの登園はさせないでください。理由として①誤嚥事故につながる可能性もあります。 ②園にはアレルギーがあるお子さんもいます。落ちている食べ物のかけらを拾って口にしてしまう可能性もあります。 ◎ (独)日本スポーツ振興センター共済保険への加入について ・安全な保育が最も望ましいことですが、万が一、在園中に災害にあった場合、給付金が受けられるように(独)日本スポーツ振興センター共済保険に加入しております。 ※ 共済の掛け金：保護者と園が一定割合により負担します。 ※ 給 付 の 額：(独)日本スポーツ振興センター法で定めた額となります。 ※給付金の支払い：(独)日本スポーツ振興センターの通知に基づき、園から保護者に支払われます。
--------------------------	---

(1 2) 嘱託医

医療機関の名称	医療法人社団千裕会 紫桃内科医院
医 院 長 名	紫桃 正裕
所 在 地	〒986-1111 石巻市鹿又伊勢前 53-2
電 話 番 号	0225-75-2325

(1 3) 嘱託歯科医

医療機関の名称	岩渕歯科医院
医 院 長 名	岩渕 信
所 在 地	〒986-1111 石巻市鹿又字道的前 115
電 話 番 号	0225-75-2136

(1 4) 学校薬剤師

医療機関の名称	石巻医薬品センター薬局
薬 剤 師 氏 名	阿部 美保子
所 在 地	〒986-0859 石巻市大街道西二丁目 1-23
電 話 番 号	0225-94-4189

(1 5) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、園児に体調の急変などがあった場合、すみやかに園児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消 防 署 名	石巻消防署 河南出張署
所 在 地	〒987-1101 石巻市前谷地黒沢前 5-1
電 話 番 号	0225-72-2350

【管轄する警察署】

警 察 署 名	宮城県警察石巻警察署
所 在 地	〒986-0873 石巻市山下町 1 丁目 6-20
電 話 番 号	0225-95-4141

(1 6) 非常災害対策

防 火 管 理 者	内海 朝子
消防計画届出年月日	平成 11 年 1 月 22 日
避 難 訓 練	避難及び消火等を想定した訓練を月 1 回実施します。
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避 難 場 所	石巻市鹿又字学校前 51-1 東北西濃運輸株式会社 0225-86-5785
緊急時の連絡手段	電話、専用アプリ、専用ホームページでの情報提供

(1 7) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情解決責任者	内海 朝子 (090 - 3983 - 2076)	園 長
相談・苦情受付担当者	中澤 幸子 (0225 - 75 - 2590)	主幹保育教諭
第 三 者 委 員	工藤 鮎子 (080 - 5535 - 7729)	司法書士
第 三 者 委 員	平塚 洋子 (0225 - 93 - 6082)	社会福祉法人歩みの会 評議員

【要望・苦情等への対応方法】

- ・ 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- ・ 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(1 8) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

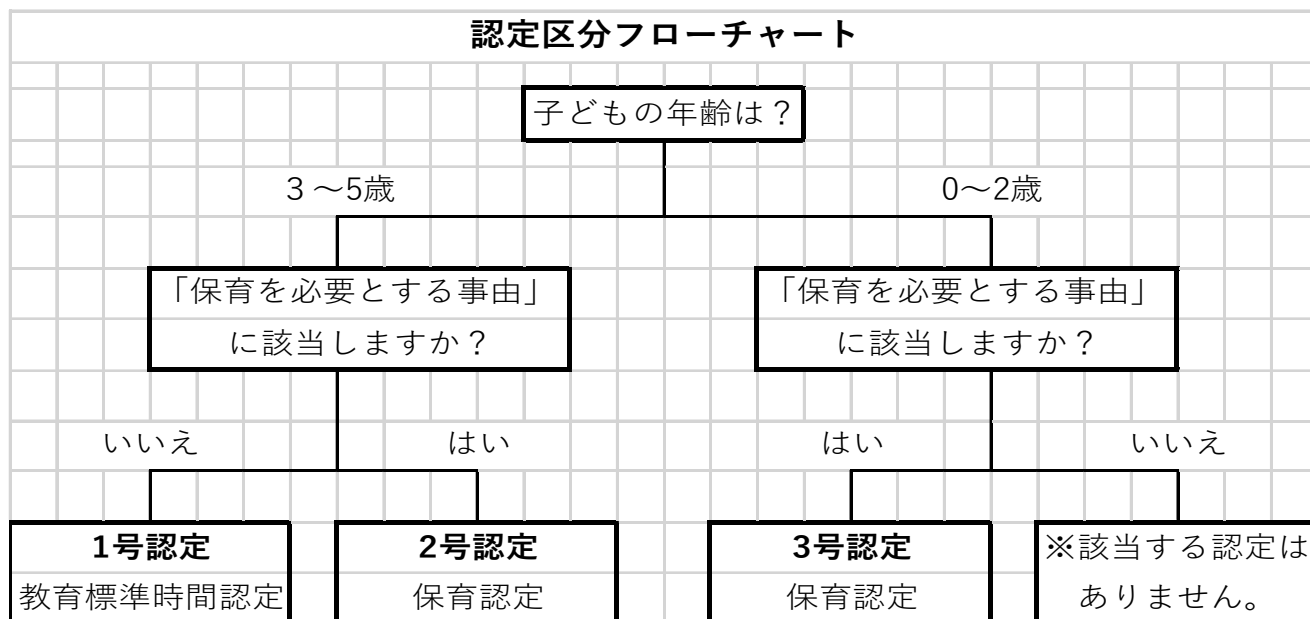
保 険 の 種 類	損害保険ジャパン株式会社 (※(独)日本スポーツ振興センターとは別途、 <u>園が加入</u>)
保 険 の 内 容	身体・財物 (提供した給食に起因する損害も対象となります)

(1 9) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(2 0) 1 号認定・2 号認定・3 号認定とは



1 号認定とは、3 歳以上で保育を必要とする事由に該当しない子どもをいう。

2 号認定とは、3 歳以上で保育を必要とする子どもをいう。

3 号認定とは、3 歳未満で保育を必要とする子どもをいう。

◎ 保育を必要とする事由に該当するかは、石巻市の担当部署（子ども保育課）の審査により決定します。

◎ 3 歳未満で、保育を必要とする事由に該当しない子どもの一時預かり等につきましては、本園では実施しておりませんので石巻市の担当部署（子ども保育課）等にお問い合わせください。

(2 1) 非常時における臨時休園の判断基準について

1. 自然災害の場合

自然災害（地震を除く）のように事前に今後の状況が予測可能な場合には以下の対応を原則といたします。

- ① 「警戒レベル 5：緊急安全確保」、「警戒レベル 4：避難指示」及び「警戒レベル 3：高齢者等避難開始」が発出された時は、休園（登園後であれば降園）を基本とします。
- ② 各種警報（大雨・防水・洪水・高潮等）についても、警報の状況、園周辺の情報や保育教諭等の状況により、石巻市と本園が協議の上で、休園、降園措置をとることがあります。
- ③ 施設が被災の可能性がある場合には職員も当該施設への出勤をいたしません。
- ④ 保護者が消防・警察等に勤務しており、子どもが家庭にひとりになってしまう状況においては、石巻市の主導の下、他施設と連携して代替えの場を提供できるよう努めます。

【対応策の図解】

警戒レベル	避難行動等	本 園 の 対 応	
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保	発令時間を問わず、終日休園とします。	
警戒レベル 4	危険な場所 か ら 全 員 避 難	午前 6 時	登 園 後
		休 園	降園を基本とします。 今後の気象状況、被災状況、周辺の道路状況等により、園児にとって一番安全な方策を考慮し降園措置をとります。 ただし、園周辺の状況により緊急を要する場合は、避難場所への誘導を優先し、避難場所で保護者への引き渡しを行います。

警戒レベル	避難行動等	本 園 の 対 応	
警戒レベル 3	危険な場所 から全員 避難 及び 危険な場所 から全員 避難準備	午前 6 時	登 園 後
		休 園	降園を基本とします。 今後の気象状況、被災状況、周辺の道路状況等により、園児にとって一番安全な方策を考慮し運営が困難と判断した場合は、石巻市の子ども保育課に連絡のうえで降園の措置を取ります。

2. 感染症の発生・流行時の対応

感染症が発生した場合には、嘱託医等の指示に従い、必要に応じて石巻市の子ども保育課、保健所等に連絡します。

この結果、感染拡大防止のため園の全部または、一部を臨時休園とすることが望ましいと判断された場合には、クラス単位または、園全部の臨時休園の措置を取ることがあります。

全国的な感染症等の流行により、医療従事者等の保護者が勤務のため、子どもが家庭にひとりになってしまう状況においては、石巻市の主導の下、他施設と連携して代替えの場を提供できるよう努めます。

(22) カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼を築き、保育、教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による教職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制の構築等を行います。カスタマーハラスメントが発生し、十分な保育、教育提供が困難と判断した場合、退園となることがあります。